

議案第19号 小松島市消防団条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

消防団員の入団資格につき年齢制限を廃止するとともに、定年年齢を60歳から65歳に引き上げるもの。

小松島市消防団条例(昭和30年小松島市条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>第3条 （略）</p> <p>2 団長以外の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから団長が市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 本市に居住する年齢満18歳以上<u>45歳未満の者</u>又は、本市の事業所に勤務し、消防団長が認めた者であって年齢満18歳以上<u>45歳未満の者</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>第6条 団員が次の各号の一に該当するときは、その職を免ぜられる。<u>ただし、第2号の規定は、分団長以上の職にあるものについては、適用しない。</u></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 年齢満<u>60歳</u>に達したとき。</p> <p>(3)～(6) （略）</p>	<p>第3条 （略）</p> <p>2 団長以外の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから団長が市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 本市に居住する年齢満18歳以上の者又は _____本市の事業所に勤務し、消防団長が認めた者であって年齢満18歳以上 _____の者</p> <p>(2) （略）</p> <p>第6条 団員が次の各号の一に該当するときは、その職を免ぜられる。 _____</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 年齢満<u>65歳</u>に達したとき。</p> <p>(3)～(6) （略）</p>	<p>改正 削る</p> <p>削る</p> <p>改正</p>